

## 千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、電気自動車等の普及を促進し、もって地球温暖化対策を推進するため、電気自動車等の充電設備を設置する中小事業者等に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者等 次に掲げる各号いずれかに該当するもの。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する者

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であるもの。

(2) 電気自動車等 電気自動車（電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、車検証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。）又はプラグインハイブリッド自動車（電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、車検証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。）をいう。

(3) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

ウ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたもの

エ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口を備えたもの

オ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体を備えたもの

- (4) 国補助金 補助金の交付を申請する年度に国が実施する補助金のうち、事業所の駐車場における基礎充電（事業所等における車両の保管場所で行う充電をいう。以下同じ。）のための充電設備設置事業に係るものをいう。

（補助事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める補助対象者が、第5条に定める補助対象設備をその事業所に導入した事業（当該導入に係る工事の着手及び完了の日が、第7条の規定により補助金の交付を申請する年度の4月1日から2月15日までであるものに限る。）とする。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、市内に本社（本店の登記及び本社機能（総務、経理その他の事業の統括を行う部門をいう。）があり代表者が常駐する事務所（個人にあっては主たる事業所）をいう。）を置く中小事業者等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの又はこれに準ずる者であって市長が認めたものとする。

- (1) 国補助金を受けることが決定していること。
- (2) 導入する充電設備を所有すること（リースにより導入し、リース事業者が所有する場合を含む。）。
- (3) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (4) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、次のいずれかに該当するリース契約に基づき、当該設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。また、リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。
  - ア リース期間が第13条第2項に定める財産処分制限期間以上であること。
  - イ リース期間の終了後、当該設備を導入した者が当該設備を購入する契約となっていること。
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者でないこと。
- (6) 規則第4条の2各号に規定する者でないこと。

（補助対象設備）

第5条 補助の対象となる設備は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 基礎充電のため、当該事業所の駐車場に設置するものであること。
- (2) 当該事業所の従業員が使用する設備であること。
- (3) 未使用品であること。
- (4) 国補助金の対象設備であること。
- (5) 充電設備がすでに設置されている場所において、当該充電設備を撤去して設置するものでないこと。

(補助金の額等)

第6条 補助対象経費及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、当該費用に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は、一の事業所につき1回に限り交付する。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付申請書兼実績報告書(共同申請用)(様式第1号の2))に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金に係る交付申請書類一式及び交付決定書類の写し並びに実績報告書類一式の写し
- (2) 補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書(様式第2号)
- (3) 国補助金に係る交付決定後に変更の申請を行っている場合にあっては、国の補助金に係る実績報告に係る額の確定書類の写し

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、補助事業により導入した設備を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しないこととする。

(交付等の決定及び通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第3号)によるものとする。

- 2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第7条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金申請取下書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第12条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)によるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金返還命令書(様式第8号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条第2号に規定する市長が定めるものは、補助事業により取得した補助対象設備とする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、補助対象設備の導入に係る工事が完了した日から起算して、5年とする。

3 補助金の交付を受けた者は、規則第20条の規定により補助事業により取得した充電設備の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ、千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めた場合にあつては、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金財産処分承認通知書(様式第10号)により通知するものとし、正当な理由がないと認めた場合にあつては、財産処分の不承認を決定するとともに、当該申請者に対し千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金財産処分不承認通知書(様式第11号)により通知するものとする。

5 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認の通知を受けた場合において、補助対象設備の処分をしたときは、その旨を千葉市中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金財産処分報告書(様式第12号)により市長に報告するとともに、財産処分制限期間に対する補助対象設備の処分をした日の翌日から財産処分制限期間の満了の日までの月数(1か月未満の期間は算入しない。)の割合に相当する補助金額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)を返還しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(協力の要請)

第14条 市長はこの要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

別表1 補助対象経費及び補助金の額（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
充電設備の購入費	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て） （充電設備の1基当たりの上限はその種類ごとに次のとおり） 急速充電設備（※1） 50万円／基 普通充電設備（※2） 20万円／基

※1 補助対象基数は1つの事業所につき最大2基までとする。

※2 充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを含む。補助対象基数は1つの事業所につき最大5基までとする。